**第23回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：令和６年12月20日　金曜日　午前10時00分から12時00分まで

場所：大阪赤十字会館301会議室

出席委員

石渡　勉 弁護士

大野　素子　　 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会長

小田　多佳子 　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

◎小田　浩伸 大阪大谷大学教育学部長教授

北村　嘉成　　 近畿百貨店協会　事務局長

佐々木　祥光 有限会社ササキセキュリティー取締役部長

塩見　洋介　　 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

柴原　浩嗣 一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

関川　芳孝　　 大阪公立大学名誉教授

髙橋　あい子 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻野　滋之 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

長尾　喜一郎　 一般社団法人大阪精神科病院協会会長

長宗　政男 公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

南條　正幸 関西鉄道協会　事務局長兼専務理事

西尾　元秀 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

福島　豪 　 関西大学法学部　教授

藪本　青吾 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会委員

◎　会長

オブザーバー

大阪法務局人権擁護部第二課長

大阪労働局職業安定部職業対策課長

近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課長

市長会代表市　担当課長

○事務局　皆さまおはようございます。それでは定刻になりましたので、「第23回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催いたします。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

　開催にあたりまして、障がい福祉室長より、一言ごあいさつ申し上げます。

○事務局　おはようございます。委員の皆さまには、日ごろから、本府障がい福祉行政の推進に格別のご理解、ご支援をいただきまして、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。また、本日はご多忙の中、本協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

　障がい者差別の解消をめぐる状況につきましては、本年４月より改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が法律でも義務化されたところでございます。大阪府といたしましては、この法改正を契機に、事業者の積極的な合理的配慮への取組みを、一層後押しする必要があると考えまして、事業者団体などへの研修機会の拡充や、府議会での議論も踏まえて研修の受講者に対し、府独自の証明書を発行するなどの取組みを開始したところでございます。

　また、来年の大阪関西万博の開催期間中、障がいのある人が国内外から多数来られることが予想されています。差別事案の未然防止を目的に、府が主催いたしますホテルや旅館といった宿泊事業者を対象とする講習会においても、障がい者差別の解消に関する研修を行うといった啓発活動にも、現在取り組んでいるところでございます。

　さらに、障がい者差別と思われる対応を受けても、「どこに相談すればよいのか分からない」、「自分さえ我慢すればいい」と考えて相談をしないといったご意見をこの協議会でもたびたびお聞きしております。

　そのため、今月初めに発行しております府政だより12月号の一面で、障がい者差別・虐待の相談窓口の周知を改めて実施させていただいたところです。大変な思いをされている方が、相談窓口につながっていただく機会になればと考えております。

　本日は、障がい者差別解消ガイドラインの改訂案につきまして、ご協議をいただきます。今回の改訂により、府民の理解が深まり、より適切な行動を取るための指針となることで、障がいの有無により、分け隔てられることなく、互いに尊重し合う共生社会の実現に資するものとするため、委員の皆さまには活発なご協議をお願いできればと思っております。

　本日の会議が実り多いものとなりますようお願いいたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、会議の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名のうち、18名のご出席をいただくこととなり、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　今回より新たに委員としてご参加いただくこととなった委員をご紹介いたします。

　近畿百貨店協会事務局長　北村嘉成（きたむら　よしなり）委員です。

　続きまして、大阪府障がい者差別解消協議会運営要領第３条の規定によりご出席いただくオブザーバーをご紹介いたします。

　大阪法務局　人権擁護部　第二課長です。

　大阪労働局　職業安定部　職業対策課長です。

　近畿運輸局　交通政策部　バリアフリー推進課長です。

　市長会代表　泉大津市　保険福祉部　障がい福祉課長です。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

「次第」、「配席図」、「委員及び専門委員名簿」、

資料１「大阪府障がい者差別解消ガイドライン改訂（案）」、

資料２「大阪府障がい者差別解消ガイドラインの主な改訂内容等について」、

参考資料１「府政だより令和６年12月号一面」、

参考資料２「障がいを理由とする差別の解消に関する研修の受講証明書」、

また、その他として法や条例等をとじた「別冊ファイル」、現行の「大阪府障がい者差別解消ガイドライン第３版」をお配りしています。資料の不足がありましたら、事務局までお知らせ願います。

　続きまして会議の公開についてです。大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則公開としております。後日、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容を議事録として府のホームページで公開する予定にしております。

　なお、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、委員の皆さまを除くオブザーバーの方、関係者の方、傍聴の方には一時ご退席いただくことになります。

　次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がいのある委員や、点字資料を使用されている視覚障がいのある委員がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、ご発言いただく方のお名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

○会長　はい、では、委員の皆さま、本日もどうぞよろしくお願いいたします。では、最初にあらためまして、本協議会の趣旨を、皆さまで確認したいと思います。本協議会の目的は、大阪府内の障がい者差別に関する情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組みを、効果的かつ円滑に行うネットワークづくりになります。そのため、行政への要望だけでなく、日ごろさまざまな立場で活動をされている委員の皆さまに、ぜひ取組みなどを共有いただければと思います。

　それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。議題１は、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン改訂案」になります。本日は、前回の協議会の意見を踏まえ、事務局案が資料１として提出されております。提出されたガイドラインの案はページ数が多いため、前半と後半に分けて協議できればと思っております。最後に、全体についての協議やその他の協議を時間が許す限り行いたいと考えています。

　では、前半部分を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　ガイドライン改訂案につきまして、着座にて説明させていただきます。

　はじめに資料２「大阪府障がい者差別解消ガイドラインの主な改訂内容等について」のご確認をお願いいたします。こちらの資料では、資料１「大阪府障がい者差別解消ガイドライン改訂（案）」の現行版からの全体的な変更点や、前回の協議会でいただいた意見の反映内容などを記載しております。

　全体的な変更点からご説明いたします。まずデザインの変更についてです。表紙カラーを黄緑色からピンク色に変更するとともに、裏表紙を見て、第４版と分かりやすくするため、表紙、背表紙、裏表紙をタイトルのピンク色囲みでつなげるよう変更いたしました。また、本ガイドラインを手に取ってもらいやすくなることを目的に、令和６年度に募集した「障がい者週間のポスター」の小学生部門において最優秀賞を受賞した作品を表紙に採用いたしました。

　加えて、視認性の向上を目的に、字体フォントをメイリオからユニバーサルデザインゴシック体に変更し、文字の大きさも９ポイントが多かったものを、12ポイントに変更し、より大きくいたしました。

　これまでのガイドラインでは、参考リンクをＵＲＬのみで記載しておりましたが、全てＱＲコードを併記し、よりアクセス性を高めました。

　ここからは、資料１「大阪府障がい者差別解消ガイドライン改訂（案）」について、主な追記修正箇所を前半と後半に分けてご説明いたします。前半は、墨字版１ページから36ページ、点字版１ページから101ページに記載している、「はじめに」と「解説編」、この２つをご説明いたします。

　墨字版５ページ１から４行め、点字版15ページ１から11行めをお願いします。令和６年４月に、改正障害者差別解消法が施行され、「基本方針」も同法の施行日に併せて改定されたことを追記いたしました。また、事業者の合理的配慮の提供が義務付けられるとともに、行政機関相互の連携の強化等が図られたことも記載しました。

　次に墨字版13ページ上から１行め、点字版30ページ上から10行めです。現行のガイドラインでは、「その他、不適切な行為等」と記載し、「不適切な行為」と「不快・不満」の説明を行っておりましたが、タイトルだけで記載が分かるように、「不適切な行為、不快・不満」と改めました。

　墨字版は同じく13ぺージの下から３行め、点字版は33ページ３行めからです。「（２）行政機関等と事業者において守らなければならないこと」として、法でも条例でも「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」が行政機関等と事業者のどちらに対しても禁止されていることを明記いたしました。これまでのガイドラインでは、条例でのみ義務化されているとの記載になっておりました。

　墨字版14ページの表、点字版33ページ12行めからの説明文についてです。これまで、行政機関等と事業者を分けて記載しておりましたが、現在は法や条例で求められる対応が同様となりましたので、分けて記載しないこととしております。また、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の提供」のみを記載しておりましたが、より分かりやすくするため、「環境の整備」を新たに加えております。

　墨字版は同じく14ページ、点字版34ページからの「合理的配慮と環境の整備の関係について」です。これまでのガイドラインでは、「合理的配慮と環境の整備の違いについて」と記載しておりましたが、改定基本方針において、合理的配慮に関する取組みと環境の整備に関する取組みは、両輪として取り組むことが重要と新たに記載されたことを参考に、「違い」ではなく「関係」という表現に変更することで、環境の整備を積極的に取り組むことの重要性を周知できればと考えました。

　墨字版1７ページ10行め、点字版42ページ10行めからにあります「事業者における相談体制の整備」についてです。こちらは厚労省の福祉事業者向けガイドラインを参照に記載しておりましたが、基本方針の改定に伴い同ガイドラインも改訂されましたので、一部追記をしております。具体的には、これまで事業者が自主的に行う研修について「職員」とのみ記載されていたところ、「事業主や管理職を含むすべての職員」を対象とするよう記載したことや、事業者が自ら設置する相談窓口について、障がい者の性別・年齢・状態等に配慮することが重要であるため、「例えば女性の相談員を配置することが考えられる」という記載をしたことです。

　府で対応し、解決困難な事例もあったことから、墨字版21ページ、点字版は56ページ12行めにあります「事業者」の定義説明において、「自治会やマンション管理組合等も含まれる」ことを啓発も兼ねて追記いたしました。

　墨字版25ページ、点字版66ページからの（３）大阪府障がい者差別解消協議会についてです。現行のガイドラインでは、合議体の機能等についての説明のみでしたが、これまで開催した合議体で得た委員からの具体的な助言内容を記載いたしました。広域支援相談員の職務全般に関する助言と広域支援相談員が対応した個別事例に関する助言の２つに分けて記載しております。

　広域支援相談員の職務全般に関する助言では、広域支援相談員は障害者差別解消法上の差別に当たるかを判断するのではなく、建設的な対話を促すなど、解決に向けて助言や調整を行っていることが役割であるといった助言や、広域支援相談員は、事業者から過重な負担のため対応できないと言われた際、違法かどうかの判断をする役割ではないので、当事者がそのサービスを実質的に享受できる状況を、代替手段の提案をするなどを通じ、解決の糸口を一緒に考えていく姿勢が求められているなどの助言を記載いたしました。

　墨字版26ページから32ページ、点字版67ページから88ページになります。広域支援相談員が対応した個別事例に関する助言については、これまでの合議体から考え方や判断の指針となると考えられる７事例を記載いたしました。それぞれの事例で「相談概要」、「広域支援相談員の合議体委員への主な確認事項」、「合議体委員の助言内容抜粋」を記載しております。

　墨字版26ページ、点字版67ページから70ページ、こちらに記載しております事例１は、知的障がいのある人が大型販売店で長時間立ち止まったりしていることなどを理由に、店員から警察を呼ばれた事例です。委員の助言として、店側の対応は、法の趣旨（共生社会の実現）に反する行為で望ましい対応ではないといった内容や、店側に障がい特性を理解する機会が必要なのではないかといった内容などを記載しております。

　墨字版27ページ、点字版70ページから73ページをご覧ください。事例２です。視覚障がいのある人のショッピングモール内の誘導に関する事例です。委員の助言として、合理的配慮の提供としてショッピングモール入口から店舗までの誘導が対応として求められるのは、ショッピングモール全体を管理する事業者ではないかといった内容や、事業者が行える合理的配慮は他の業務によって影響を受けることがあるため、最低限の緩やかな決まりや体制構築が、障がいのある人と事業者の間で必要と考えるといった内容などを掲載しております。

　墨字版28ページ、点字版73ページから75ページに記載している事例３をお願いします。身体障がいのある中学生が、私立高校の受験時に解答用紙の拡大、長文解答時の代筆、介助者によるトイレ介助の許可などの合理的配慮の提供を求めたところ、一部配慮はするが外部の介助者は入試日に立入禁止であり、学校で介助者を用意することはできないと言われ、また「自力で学校生活を送れること」を入学の条件とされた事例です。委員の助言として、「自力」ということが「自分で全部しなければいけない」ということであれば、障がいがあり支援を必要としている生徒を拒否していることとなり、非常に問題であるという内容や、合理的配慮の不提供により受験機会が得られないのであれば差別に該当すると考えるといった内容を掲載しております。

　墨字版29ページ、点字版76ページから78ページの事例４をお願いします。障害者差別解消法の対応範囲についての事例です。事業者はサービスの提供相手だけではなく、事業を行うに当たっては周辺住民に対する合理的配慮も法の対象になるのかを相談員から委員へ助言を求めました。委員の助言として、通常で考えれば事業者と契約を締結する、または締結する可能性のある障がい者が合理的配慮の提供義務の対象と考えるが、法の趣旨（共生社会の実現）に沿えば、広く公衆にサービスを提供する事業者は多少なりでも関わりのある障がい者には、合理的配慮の提供が求められると考えることができるといった内容や、法の規定する差別に該当するかではなく、相談者に困りごとがあれば現場に関わって、可能な限り調整してみるということを広域支援相談員は原則にしているのではといった内容などを掲載しております。

　墨字版30ページ、点字版79ぺージから82ページの事例５をお願いします。これまで手話通訳者の手配を事業者から過重な負担を理由に複数回断られた事例を基に、あらためて過重な負担の判断は事業の実施主体が自ら判断すると考えて良いかについて、広域支援相談員より委員に助言を求めた事例です。委員の助言として、第一義的に、事業の実施主体が自ら過重な負担かを判断するが、それだけだとブラックボックスになるため、その判断が合理的であることが必要で、障がい者への説明が求められるといった内容や、事業者はできない理由ばかりを考えるのではなく、また当事者も権利のみを主張するのではなく、お互いを理解するために話し合うことが合理的配慮につながると思うといった内容などを掲載しております。

　次墨字版31ページ、点字版82ページから85ページ、事例６をお願いします。視覚障がいのある人がスポーツジムで水泳指導を受けようとした際に、ヘルパーの入館を断られ、水泳コーチによる更衣等の支援を提案されたが、水泳コーチの更衣等の支援時間も水泳指導の時間に含まれるなどとスポーツジムから対応された事例です。委員の助言として、ヘルパーは障がい者の身体の一部であり、ヘルパーの入館を認めずに本人がサービス提供を受ける場合、受けられるサービスの価値に違いが出てくるため、正当な理由がなくヘルパーを拒否することは不当な差別的取扱いに該当するのではといった内容や、スポーツジムにヘルパーが同伴したとしても、ヘルパーがジムのマシンを使ったり、泳いだりすることは考えにくいため、ヘルパーに会員登録や利用料を求める行為は、事実上ヘルパー同伴の障がい者を断ることになるため不当な差別的取扱いに該当するのではないかといった内容を掲載しております。

　墨字版32ページ、点字版85ページから88ページの事例７です。肢体不自由のある人が、市の指定管理者が運営する市民プールにおいて、泳いでいる当事者の前方を介助者が歩いていることを理由に、歩行専用レーンの利用しか認められなかった事例です。委員の助言として、介助者が泳ぐ当事者の前を歩いているのは、安全や安心のために必要な支援として行っており、使用するレーンは当事者を中心に考えるべきであるといった内容や、指定管理者の差別的な対応の最終責任は、指定を行っている行政機関にあると考えられるといった内容などを掲載しております。合議体での個別事例への助言についての記載は以上です。

　次に、墨字版34ページ、点字版93ページから95ページに記載している障がい者差別に関する相談の一般的な流れについての説明です。こちらは、これまでガイドラインで掲載していた相談と解決の流れでは、これから相談をしようと考える人からすると相談窓口が何をしてくれるのかイメージできないといったご意見を受け、相談窓口の対応例と相談の例を併記し、表にしたものとなっております。

　以上が資料１の前半部分の説明となります。ご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

○会長　はい、ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に関して、ご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。はい、委員お願いします。

○委員　今最後の方で、説明いただいた26ぺージからの７事例について、それぞれの年度の報告をそのまま全部抜粋するのではなくて、ある程度まとめて、記述されていると理解していますが、見やすくなっていると思います。

　２つ、意見がありまして、１つは28ページ事例３の入試にあたっての合理的配慮のことです。これは、内容がどうこうというものではなく、ページ下に空白が５センチぐらい残っていて、もったいないという気がします。これは令和３年度の報告に載っていた事例だと思いますが、幾つかいい意見も出ていたりしますので、「合議体委員の助言内容抜粋」をもう少し増やしていただけたらと思います。

　ただ、１ページで収めるというのがこれらの事例をまとめる時のコンセプトの１つになっているかと思いますので、ページ数を超えない形で、もう少し載せていただきたいということが１つです。

　２つは、このガイドライン第４版は来年の３月には出されると思いますが、次の更新はたぶん数年後ですよね。私は一応全部見ましたが、ここに記載されている事例は令和５年までのものだと理解しています。つまり、ここに載っている事例は、事業者の合理的配慮の提供が義務化される前の事例ですので、そのことはしっかり分かるように書いていただく方がいいのではないかと思いました。とりあえずその２つです。以上です。

○会長　はい、ありがとうございました。事例３の空白部分に書き加えることができるかということと、記載されている事例は令和５年度までということにするのか、令和６年度の事例はもう記載する予定はないということでしょうか。

○事務局　令和６年度については、まだ事例の方を取りまとめておりませんので、この内容で分かる範囲で記載したいと思っております。

○会長　事例３の追記もまたご検討いただけたらと思います。

○事務局　はい。

○会長　はい、ありがとうございました。他に何かご意見はありますでしょうか。委員お願いします。

○委員　失礼します。同じく26ページ以降の合議体での事例についてです。

　前回の第22回解消協議会で、「合議体の中で同意を得られた」等、合議体から得られた内容をこのガイドラインの事例に入れてはどうかという形で提案させていただきました。そのことを踏まえて工夫していただけたと思います。

　ただ、逆の意見のようになるかもしれませんが、このガイドラインというのは、やはり条例を基に、具体的な場面でどのような対応をしていくかということを示す指針だと思います。そういう意味で物差しになるものですので、合議体で議論しているところで、いろんな意見がまだあるという内容をガイドラインに入れるというのは、そぐわないのではないかという気はします。

　合議体で議論された中で、これは明らかな物差しとして示そうというものをこのガイドラインの事例に入れてはどうかと思っています。

　この合議体の議論は、いろんな形でいろんな立場から議論を交わしますので、それのどこをどう取って、どう入れるのか、ガイドラインとして、物差しとして示すのかというのは、非常に難しい気がします。そういうところもありますので、マイナスの意見を言ってしまうような形になるのですが、私は、ガイドラインにはこのような事例は入れずに、活動報告書を参照していただくというふうな形にしてはどうかと思います。

　そうしたら、どのように事例を入れていくのかということですが、例えば27ページの~~、~~視覚障がいのある人のショッピングモールの誘導をどこまで誘導してもらうのか、本人がどこまで要望されるかということと、お店の方がどこまで職員の配置で対応できるのかという調整だったと思います。そういう観点を、例えば後の事例のところに入れていくという形にしてはどうかと思います。

　47ページの「具体的な事例」では視覚障がい者が店舗入り口のインターホンで申し出て、案内してもらうということも書かれているのですが、インターホンだけではなく、このような誘導の事例はあると思いますので、「合理的配慮の提供例」に店員ができる範囲を説明しながら対話を進めて、できる範囲を考えていく。そういう事例という形で入れてはどうかと思います。

　また、28ページの事例３について、車いす利用者の私立高校の入試にあたって、ここでは「自力で学校生活を送れること」を条件とするのはおかしいということは、合議体の中で同意されていると思います。検討することなく、また、「自力で学校生活を送れること」を条件にして、入学あるいは受験を拒否することは差別的取扱いに該当すると考えられるとか、そういうふうな形で明確なものをガイドラインの事例に入れるという形にしてはどうかと思います。

　前回、合議体の議論を踏まえて事例に入れたらどうかという私の意見を受けてご検討していただいたと思いますが、やはりガイドラインというのは、判断するときの物差しになるものですので、ある程度明確なものをガイドラインに入れたり、議論の中で、議論が難しいところは、活動報告書を案内して参考にしていただく方がいいのではないかと思いました。少し長くなりましたが、ご検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○会長　はい、ありがとうございました。今のご意見を踏まえていかがでしょうか。少し書きぶりが変わってくるでしょうし、ガイドライントしての物差しになったもののみを入れるという、そうしたご意見をいただきました。答えというよりも、検討する視点ということでも結構ですが、いかがでしょうか。

○事務局　合議体につきましては、相談員が困難で困った事例をお示しして、さまざまな委員からさまざまな角度で多様な意見をいただいて、相談員への助言にしているところでございます。

　そうした中で、障害者差別法自体が、差別かどうか白黒付ける、物差しにするというのは、なかなか難しいところでございますので、この内容につきましては、内容や記載も含めて、また事務局内で検討をさせていただきたいと思っております。

○会長　はい、ありがとうございました。今後の指針になるような、そうした物差しをできるだけより明確に示しておくことが次の判例に生かされることという意味で、少し分けて考えられるかどうかを検討いただくということでお願いしたいと思います。はい、よろしいでしょうか。

　そうしましたら、他に意見はございますでしょうか。

○委員　先ほどの委員のお話に関してなのですが、確かに「広域支援相談員が対応した個別事例に関する助言」のおさまりがあまりよろしくないです。何が言いたいかというと、合議体が行っている助言の例を示しているのか、それとも、具体的には不当な差別的取扱いとか、合理的配慮の不提供の例を示しているのかが分かりにくいというのが、たぶん委員がご懸念されている点かと思います。

　ですので、おそらく１つの対応の仕方としては、この助言の部分をもう少し別枠で取り上げていただくということが考えられるところで、「相談解決の仕組み」の中で取り上げるのか、それともまた別枠でこういった助言の例があって、例えば不当な差別的取扱いとか、合理的配慮の不提供の例を考える時の１つの手掛かりになるとして示すのか、もう少し工夫の余地があるかと思います。

　もう１つは、このガイドラインがある意味では物差しであって、今後の指針になるようなものでなければならないというお話からすると、今後もこういった問題を考える上で必要となるような助言に対象を限定していくというのも１つ考えられていいところなのかと思います。ある意味では、当然であって、あえてここで取り上げる必要はないというふうに思われるものについても、もう一度精査をしていただいて、あらためて今後の指針として挙げるべきものを挙げていただくように整理していただければいいかと思います。

　もう１つ、話を戻しますが、委員の２つめのご意見というのは、ガイドラインに記載されている合議体事例の内容はおそらく令和５年度までのものなので、国の法律では合理的配慮の提供が、事業者に対してはまだ努力義務だった時代のものであり、そのことを明記してはいかがかというようなお話だったかと思います。ただ、ガイドライン【解説編】は法改正後のものです。基本的に事業者に対する「合理的配慮の提供は法的義務である」というのは当然の前提として書かれています。言い方を変えると、過去に努力義務であったということは、実ははっきり書かれていないので、もし仮にそれを追求するのであれば、若干解説の内容も変えていかないと、なかなか追求するのも難しいのではないかというのが私の印象としてはあります。

　ガイドライン内の説明量が長くなり、結果的に読みにくくなってしまうこともあるので、それも含めて追求するかどうかは検討する必要があるかと思います。私からは以上です。

○会長　はい、今いただきました意見も含めてご検討いただけたらと思います。これに関連してというご意見はございますでしょうか。委員お願いします。

○委員　まずは、全体的なフォントの変更や、文字の大きさの変更で、ガイドラインがとても読みやすく、分かりやすくなったことを大変うれしく思っております。もう一つは基礎的環境整備について説明が入ったことも、大変ありがたいです。

　ただし、ページ数で言いますと、墨字で14ページ、「合理的配慮と環境の整備の関係について」という説明の中の、「一方で、環境の整備は、不特定多数の障がいのある人を主な対象として行われるもので、バリアフリー化のように多大な金銭的負担が生じたり、事前の計画を必要としたりするものであり」という記載が非常に引っかかりました。そんなにお金の掛からない環境の整備もありますし、複雑な計画を立てなくてもできる環境整備があります。例えば、聴覚障がいの方用に筆談ボードを用意するであるとか、知的障がいの本人たちが出かけるところの表記の文字を大きくしていただくであるとか、矢印の色を変えていただくであるとか、そういったことはそんなにお金も掛かりませんし、複雑な計画を立てなければいけないものでもないですが、こう書いてしまうと、やはり「環境整備ってお金が要る、すごく事前に手が掛かる」という印象になるのではないかということを危惧しております。お金がかかることもあるけれど、かからないこともあるというような表現にした方が、取り組んでいただきやすいのではないかと思っております。

　全体的なことを申し上げると、このことは以前よりお願いをしていることで、ガイドラインは、どちらかと言うと、配慮、支援をしてくださる方がお読みになるものだということは理解していますが、障がい当事者が理解できるようにというところも重要視した場合、ページ数であるとか、内容の複雑さを考えると、このガイドラインだけでは難しいと思っております。

　資料２で、何個か当事者にも分かりやすい資料として事務局の案を挙げてくれていますが、広報に載せるであるとか、「ルビあり版」を作るということだけでは、当事者向けというには違うのではないかと思っております。

○会長　はい、大きく二ついただいていると思います。14ページの環境整備の記述ということですが、いかがでしょうか。少し柔らかく、また、もう少し大きく捉えるということの表現を加筆するというのはいかがでしょうか。

○事務局　この内容につきましては、建物のバリアフリーについて限定して書いているものでございます。ただ、おっしゃるように、簡単に環境の整備ができるものもございますので、そのあたりを文言の修正を検討させていただきたいと思います。

○会長　ぜひよろしくお願いいたします。あと、当事者向けで何か構想はありますでしょうか。

○事務局　委員がおっしゃられたように、当事者向け、特に知的障がいの方だと分かりにくいことがあるかと思いますので、解消協の委員の皆さま方からのご意見等、ご協力をいただきながら検討、作成を考えていきたいと思っております。

○会長　ありがとうございました。検討いただくということで、また、ここで課題を共有しておきたいと思います。他に何かご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、後半部分の説明をよろしくお願いしたいと思います。

○事務局　資料１「大阪府障がい者差別解消ガイドライン改訂（案）」について、主な追記修正箇所の後半部分をご説明いたします。

　資料１後半は、墨字版37ページから94ページ、点字版101ページから231ページに記載しております、「事例編」をご説明いたします。「あとがき」と「参考資料」は変更ございません。

　墨字版40ページ３から５行め、点字版106ページ３行めから11行めです。これまでのガイドラインでは、対象分野を「商品・サービス分野」、「福祉サービス分野」、「公共交通機関分野」、「住宅分野」、「教育分野」、「医療分野」、これらの６つに整理しておりましたが、ここ数年で相談員が対応した事例を念頭に、この６つの分野に当てはまらない事例を整理することを目的として、「その他の分野（自治会、マンション管理組合等）」を追加いたしました。「その他の分野（自治会、マンション管理組合等）」には、他にも町内会や避難所運営組織といった地域の住民主体のコミュニティや、株主総会などのいずれの分野にも共通する事例などを分類することとしております。

　特徴として、住民主体の無償の活動として組織されていることから、法上の事業者であるという自覚が持ちにくい点や、事案が発生した際に指導監督とする省庁がなく、法に規定された主務大臣による報告徴収などの権限が及ばないことから、解決できないことがあるという点です。こうした地域コミュニティ等が事業者であるとの啓発も兼ねて、あえて分野として追加いたしました。

　墨字版42ページ、点字版111ページ、112ページについてです。情報保障の重要性に関する説明文に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」に関する記載を追記しました。ここでは、全ての障がい者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に参加するにあたり、必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることが極めて重要であるという法の理念などについて説明しております。また、所管省庁である内閣府の参照ホームページも掲載し、最新の情報を確認できるようにしております。

　墨字版44ページ、点字版115ページからは、分野ごとの事例を掲載しております。

　事例の掲載方法として、全体的に変更した点を説明します。分野ごとの不当な差別的取扱いの事例に関しては、各分野の各事業別に並び変えております。分野ごとの合理的配慮の提供の具体的な事例については、これまで３つに分けておりました。１つは「物理的環境への配慮」、２つめが「意思疎通への配慮」、３つめが「ルール・慣行の柔軟な変更」、この３つに分けて記載しておりましたが、今回の案では、障がい種別ごとに記載し、さらに困りごと（合理的配慮の申出）と合理的配慮の提供例に分けて記載しております。このように記載することで、障がい特性により生じる困りごとや、事業者の取った対応を読み手に分かりやすく伝えることを目的としました。

　各分野の「不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例」や「合理的配慮の提供の具体的な事例」へ追記した事例については、府の広域支援相談員が対応した事例や、障がい当事者団体等からいただいた事例、各省庁の対応指針から抜粋した事例、他の事業での発生状況等から当該分野でも起こり得ると考え、予防を目的に作成した事例などでございます。

　追記した事例を一部でありますが、説明します。墨字版45ページの上から７列め、点字版119ページのＧ、「商品・サービス分野の不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例」に記載した事例です。「スポーツジム業者が、スイミングスクールについて障がいのある児童の保護者より問合せを受けた際、「発育や発達について指摘を受けた人は受講できない」との理由により受入を拒否する。」との内容です。

　墨字版は同じく45ページ、点字版122ページのＢ、「商品・サービス分野の不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例」に追記した事例です。「料理教室運営業者が、車いす利用者から料理教室の参加申込みを受けた際、参加にあたり、一律に用意された車いすに乗り換えることや、介助者の付き添いを必要とするなどの条件を付ける。」との内容です。

　墨字版は47ページ、点字版126ページの（１）のＢ、商品・サービス分野の「合理的配慮の提供の具体的な事例」へ追記した、視覚障がいのある人に関する事例です。「スーパーで買い物をするとき、セルフレジしかなかったため、近くの店員に買い物ができるよう配慮を求める申し出に対し、店員はセルフレジの操作を補助し、障がいのない人と同じように買い物ができるよう配慮する。」との内容です。

　墨字版は49ページ、点字版133ページの（2）のＧをお願いします。商品・サービス分野の「合理的配慮の提供の具体的な事例」へ追記した、聴覚・言語障がいのある人に関する事例です。「舞台を鑑賞する際、演者のセリフが分からないため、情報保障として事前に台本提供を求める申し出に対し、イベント運営会社は、著作権者との交渉の結果、台本の貸し出しが可能となり、台本を読む場所等も提供する。」との内容です。

　墨字版は51ページ、点字版140ページの（６）のＡ、商品・サービス分野の「合理的配慮の提供の具体的な事例」へ追記した、知的障がいのある人に関する事例です。「小売り店舗で知的障がいのある人が周囲の騒がしさ等で精神的に落ち着かなくなり、大声を出すなどの行動を取ったため、家族が小売り店舗に対して、精神的に落ち着くまでの間、静かな環境で休ませてほしいと申し出を行い、小売り店舗は、店舗内の比較的静かなスペースへ本人を案内し、用意したイスで落ち着くまで休むことができるように対応する。」との内容です。

　墨字版は同じく51ページ、点字版141ページの（７）のＡ、商品・サービス分野の「合理的配慮の提供の具体的な事例」へ追記した、精神障がいのある人に関する事例です。「レンタル店で、強迫性障がいがあり、新たに会員証を作成することや、会員証を他人に触られることが苦手なため、会員証を作らなくてもレンタルの対応をしてほしいとの申し出に対し、店員は、会員証の代わりに免許証を透明な袋に入れてもらえれば、店員が触らずにレンタルすることが可能であると提案し対応する。」との内容です。

　墨字版は同じく51ページ、点字版142ページの（８）のＡ、商品・サービス分野の「合理的配慮の提供の具体的な事例」へ追記した発達障がいのある人に関する事例です。「スポーツジムで感覚過敏によりスイミングキャップを被ることが困難であるため、配慮してほしいとの申し出に対し、スタッフは、衛生面や循環装置への影響も考慮しつつ、スイミングキャップ非着用での利用を認める。」との内容です。

　墨字版は57ページ、点字版158ページの（１）のＢ、公共交通機関分野の「合理的配慮の提供の具体的な事例」へ追記した、視覚障がいのある人に関する事例です。「特急券の購入がウェブサイトでしか行えず購入が難しかったため、電話でも販売してもらえるよう配慮を求める申し出に対し、鉄道会社は、通常ウェブサイトでの販売しか行っていなかったが、個別的な対応として電話でも販売の対応をする。」との内容です。

　墨字版60ページ、点字版166ページの６、住宅分野の「不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例」に追記した事例です。「宅建業者が、家を探している障がい者に対し、「障がいがあるため家賃債務保証会社の審査が通らないのでは」や、「審査が通っても家主が断るのでは」といったことを考え、仲介を断る。」との内容です。

　墨字版は同じく60ページ、点字版167ページの（11）、住宅分野の「不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例」に追記した事例です。「家主が、障がいのある人の入居要件を「自立していること」とし、「障がいの程度が重くなり自立した生活ができなくなれば出て行ってもらう」などと条件を付ける。」との内容です。

　墨字版は68ページ、点字版189ページのＤ、教育分野の「合理的配慮の提供の具体的な事例」へ追記した、発達障がいのある人に関する事例です。「幼稚園の卒園式の練習にあたり、保護者が本人の障がい特性を園に伝え、口頭だけでなく文字や絵で練習方法を説明するよう配慮を申し出て、幼稚園は、口頭での説明だけでなく、本人が歩く場所をテープで示し、立ち止まる場所に目印を付けるなど対応をする。」との内容です。

　墨字版70ページ、点字版197ページの12、医療分野の「不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例」に追記した事例です。「診察や受付において、本人を無視して、支援者や介助者、付添者のみに話しかける。」との内容です。

　墨字版は72ページ、点字版200ページの１のＣ、医療分野の「合理的配慮の提供の具体的な事例」へ追記した、視覚障がいのある人に関する事例です。「単身で生活し、術後の経過を確認する家族等がいない視覚障がいがある人でも、美容脱毛施術を受けることができるよう配慮を申し出る求めに対し、美容クリニックは、契約書をデータで事前に提供したり、重要事項は読み上げるなどの意思疎通への配慮を行う。また、術後のチェックは通院により病院職員が実施するなどの対応をし、単身でも施術を受けることができるようにする。」との内容です。

　墨字版は同じく72ページ、点字版203ページの３のＣ、医療分野の「合理的配慮の提供の具体的な事例」へ追記した、肢体不自由のある人に関する事例です。「検査に伴う立位介助について、同性（女性）職員にしてほしいとの申し出に対し、病院は、職員の勤務体制を調整のうえ、複数の女性職員で介助できるように対応をする。」との内容です。

　墨字版76ページ、点字版211ページの１から、その他の分野（自治会、マンション管理組合等）の「不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例」です。「自治会が、障がいのある人が生活するグループホームの建設にあたり、障がいに関する偏見が記された文書等を組織的に作成し、自治会内で回覧するなど組織的に反対活動を行う。」といった事例や、「マンション管理組合において、障がいのある人は役員になることができないと規則で定める。」などの事例を掲載しました。

　墨字版は77ページ、点字版216ページの（４）のＡ、その他の分野（自治会、マンション管理組合等）の「合理的配慮の提供の具体的な事例」へ追記した、知的障がいのある人に関する事例です。「自治会活動において、順番に回ってくる役員の役割について、障がい特性上、担うことが困難と感じたため、自治会長に配慮してほしいとの申し出に対し、自治会長は、どういった役割なら担えそうかなどを本人と話し合い、本人が困難と感じる役割は他の人に担ってもらい、本人ができそうと感じる役割に変更できるよう調整する。」との内容です。

　墨字版78ページ、点字版218ページ、「環境の整備に関する事例」の説明文についてです。「環境の整備は、不特定多数の障がいのある人向けに事前的改善措置を行うものを指しますが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、特定の障がいのある人に対して、個別の状況に応じて講じられる措置です。したがって、各場面における環境の整備の状況により、提供できる合理的配慮の内容は異なるため、環境の整備と合理的配慮の提供に関する取組みは、両輪として進めることが重要です。また、環境の整備は、障がいのある人との関係が長期にわたる場合において、その都度の合理的配慮の提供が不要となるという点で、中・長期的なコストの削減・効率化にも資すると考えられています。」との内容を追記しています。

　墨字版は80ページ、点字版227ページと228ページ、「環境の整備の具体的な事例」へ追記した事例です。「大型遊戯施設が、車いすの来場者から段差の改善についての求めを受けたことを機に、施設内の全ての箇所を点検し、段差のあった箇所の改善を実施した。」といった事例や、「大学が合理的配慮に関する取組みを推進するため、障がい学生支援室を新たに発足させる。」といった事例などを追記しました。

　以上が資料１の後半部分の説明となります。ご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

○会長　はい、ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご意見やご質問があれば、挙手をいただけたらと思います。委員からお願いします。

○委員　２点ありますが、１つは、41ページの住宅分野部分に、「居住用の不動産の取引を行う場面」というところに限定していますが、実質的には、例えば墨字版の60ページの事例のような、居住する場合に障がいを理由に賃貸ができないであるとか、そういうふうなことはこの住宅分野の中では取引問題を主に書いてあるのはなぜでしょうか。

　主に、私たちの団体でも経験しているのは、やはり家主さんから「障害者手帳、精神保健福祉手帳を持っているのだったら、賃貸は困りますよ」というふうな、明らかな差別的な扱いを受けています。住宅分野のところにそういうふうなこともひとつ入れていただきたいです。

　それから集合住宅、公営住宅ですが、自治会班長について、合理的配慮が欠けていたのではないかという事例です。皆さんご存じのように、平野区にある市営住宅で障がい特性から自治会班長ができないという申出をした方が、障がいの状況を書き出すように求められて、自死されました。自治会の参加にあたっての合理的配慮というあたりも、この住宅分野の中にぜひ入れていただければと思うのですが、41ページにそれが入っていなかったのはなぜでしょうか。

　もう１点ですが、墨字資料の51ページに、精神障がいのある人に関する事例として、レンタル店での強迫性障がいの例が出ていますが、こういった事例の中で精神障がいに関する事例が非常に少ないのは、精神障がいがある方からの申出が少ないのか、どうなのでしょうか。いったいどこから事例を挙げてきたのかということを聞かせていただきたいです。

　議題から少しはみ出しますが、参考資料１府政だよりに差別解消の相談窓口をアップしていただいたのはありがたいですが、精神障がいがある人たちが相談窓口にアクセスする場合に、こういうＱＲコードを使ってのご案内では、非常に難しさを抱えています。相談が挙げにくい。精神障がいの人たちは、府下10万人ほど手帳を持っている人がいますが、日中活動の場に非常に参加しづらいです。例えば、支援者の方に自分の悩みを打ち明けるということもなかなか難しいです。親と同居していたりと、差別に関する公的な窓口を利用しづらい現実もございます。

　なぜ、精神障がいの事例はこの１例しか挙がってこなかったのかということをお聞きしたいと思います。今後に向けて、相談窓口を活用しやすいようにということも、当団体としては案内していきたいとは思っています。

○会長　まず、１つめのことになると思いますが、住宅分野のところの記載ということについていかがでしょうか。

○事務局　まず、相談内容ですが、おっしゃるように、精神障がいがある方からの相談が少なく、ここに入れ切れていないところがございます。今後、できましたらご意見や事例をいただければ追記をさせていただきたいと思っております。

　先ほどご不幸な事件のことにつきましては、もちろんわれわれも把握しており、それも機に、今回このガイドラインに内容等を記載しております。そこで、住宅分野ではなく、新たに今回追記しました７番めの項目「その他の分野（自治会・マンション管理組合等）」にそういった差別的な取扱いの内容等について、盛り込みさせていただいています。以上でございます。

○会長　はい、ありがとうございます。

○委員　今のお答えですが、実際、60ページに、居住に関する、障がいがあるが故に住宅の賃貸を家主から断られるという事例をたくさん出しているのに、なぜ住宅分野のところにそれを載せていただけないのかという私の質問に対して、今のお答えだとちょっとずれているのではないかと思います。事例の方に挙げているからいいというわけではなく、やはりこの大きな分野の区分はまず目に入りますし、利用しやすいところです。居住に関する障がいを理由にした差別という記載を入れていただかないと、物件の売買、取引ということではないと思います。この部分に関しては、むしろ少ないはずです。私のところでも現在抱えておりますのは、障がいのある方が洗面所を詰まらせてしまったという事例です。家主、修理業者、当該市町村の担当の方３人に取り囲まれて、何月何日までには退去せよと迫られています。

　そういう状況ですので、当該市町村にも相談が行っているはずです。事例の挙げ方というのをもう少し綿密に、丁寧に挙げていただけないかというお願いです。

住宅分野の、今挙げていただいている「賃貸、売買、貸借権の譲渡や、貸借物の転貸、取引」という表現ではなかなか伝わりにくいということをもう一度確認させていただきたいと思います。

○事務局　後ほど文言や内容については修正、追記等はさせていただきたいと考えております。

　住宅内で起こっている案件ですが、実際差別的な行為を行っている主体が自治会であったり、その他のマンション管理組合であったり等しますので、今回、新たにその他という形で加えさせていただいたところです。そのあたりや、各委員のご意見も踏まえて、またこの内容等修正をさせていただきたいと思っております。

○会長　ご検討いただき、修正、加筆していただくことにしたいと思います。他にございますでしょうか。委員お願いします。

○委員　今、委員の方からも出ましたが、事例のところで精神障がいの人の事例があまりに少な過ぎるということが思うところです。この事例の大元はどういうところから出してくるのでしょうか。今まで幾つも重ねてきたものですから、その辺がいろいろだったりすると思います。もともと国の方で挙がっていた事例もあれば、この間、大阪で相談を受けていたことも入っています。委員からの意見もあるというところで、ではどこまで載せるのかというところがはっきりしません。

　ただ、やはり全般的にまだまだ差別も多く、特に精神障がいに対する差別もきついことを考えると、その辺の事例をどういうふうにここに載せていくのかというのは、検討していかないといけないことではないかと思います。

　この自治会、マンション管理組合等は、先に言うと60ページの住宅分野のところでは、障がいが故に断られるという事例はあります。ただ、「障がいが故に断られます。それは不当な差別的取扱いです。」と書けば１行です。どんな障がい種別であろうと、「障がい者が…」と書いてしまうと全てそうなります。

　しかし、われわれの実感としては、やはり精神に障がいがある人が何か大きな事件とか、病院での放火等々があった後、非常に賃貸を借りられないような状況があったというようなことを考えたときに、果たして障がい者が家主から断られたということだけで伝わるのかというのが正直思うところです。もう少し違う書きぶりも必要ではないかという気がします。

　76ページのこの自治会、マンション管理組合等は新設していただいて非常にありがたいと思いました。委員からも、自ら命を絶った方がいたということをおっしゃっていただいたように、そういう事例も市町村によってはたくさん挙がってきているところです。

　「その他の分野」も同じで、77ページのところで知的障がいのある人に関する事例とありますが、「役員の役割について担うことが困難と感じたため、配慮してほしいと申し出たら、本人と話し合って、役割を変更できるように調整する」というようなことが書かれています。私たちが経験しているような、精神障がい者の方の事例も、結局は一言で書けばこういうことです。私は知的障がいの事例はあまり知らないですが、精神障がいと書いても同じことが当てはまるような事例については把握しています。

　ただ、こう書いてしまうと、合理的配慮の提供というのは、こうすればいいんだとなってしまいませんか。先ほど言ったように精神障がいが故に、何ができるか、何ができないかは見た目では分かりません。特に大阪市の市営住宅や集合住宅の場合、自治会の役割ができる世帯の高齢化が進んでどんどんできなくなってきています。そんな中で、目に見えて分からない障がい者の若い方が、「できるはずだ」と、「できないというのはサボっているからだろう」という感じで、精神障がいの方とかも見られるわけです。やはり見た目で障がいが分からないので、「できるはず。できないと言うのだったら、その証明を出しなさい、自分で住民に言いなさい、もしくは文書で書きなさい」みたいな差別はあるわけです。そういう差別があるということが、書きぶりの中からきれいに抜け落ちてしまうような気がしています。

　答えとしては、「合理的配慮の不提供をしなかった」ということですよね。確かにそうですが、いまだにこういう差別があって、まだまだ根深いものがあるということも、伝えていくこととするなら、やはりもう少し書きぶりとか、事例の出し方についても、考えていくべきではないのかと思います。

　精神障がいの方の例だと、「市営住宅に入りたい」と言ったら、何の権限もないはずですが、その自治会等の会長さんが「役員等の役割をしなかったら市営住宅には入れない」と言ったという事例も聞いていています。これはもう別に市営住宅に入る、入らないを決める権限がない人が言ったということですから、何の差別に当たるのかというのは微妙なのかもしれませんが、例えばそういったことでも、不当な差別的取扱いというようなものに入れていったりという書きぶりも必要ではないのかと思います。長くなりましたが、以上です。

○会長　はい、ありがとうございました。続いてのご意見をいただきました。精神障がいということについての記載の仕方も含めてご検討いただけたらと思います。委員お願いします。

○委員　意見が３点あります。今回のガイドラインについては、私は前任者の任期途中から変わりましたので、前任者と意見がかぶるかもしれませんが、よろしくお願いします。

　42ページ、情報保障について。聴覚障がい者の場合は手話通訳、要約筆記などが情報保障に必要ですが、国の制度で手話通訳・要約筆記等担当者助成金の制度があります。これは、企業などが申請すれば、手話通訳・要約筆記者の派遣費用が助成されるものです。どちらかと言うと、労働分野の話になってきますが、労働分野については、障害者雇用促進法によりますので、ガイドラインには入っていないと思いますが、いろいろな事業所、また障がい者を雇用する企業などにもこのガイドラインは読まれると思います。福祉分野の専門家ではない人が、このガイドラインを読んで「この制度が使える」というふうに調べることが期待できると思います。そういった情報保障の助成金制度があるということも、このガイドラインの中に載せてはどうかと思います。

　もう１つは、冊子のレイアウトの話になります。例えば、36ページに戻りますが、ホームページのURLにそれぞれＱＲコードが付いています。これは、情報にアクセスしやすい良い方法だと思います。ただ、ＱＲコードの間隔が狭過ぎますので、スマホで読み取るときに別のページも読み取ってしまうということがあると思います。他のページではURL同士の間隔に余白が取れていますが、少し工夫が要るかと思います。

　３つめは、先ほどいろんな事例での相談などが少ないという話もありました。聴覚障がい者についても、どちらかと言うと例が少ないと思います。ガイドライン前半については、ろうあ者の例が載せられていませんでした。これは、相談がないわけではなくて、相談しにくいという状況があるのだと思います。基本的には、市町村の窓口に相談を持っていくことになります。ただ、大阪市の場合は聴覚障がい者の相談の窓口が、今年の４月からは土曜日と夜間が閉まります。働いている聴覚障がい者が、相談しにくい状況になりました。結果、大阪市民の聴覚障がい者が大阪府立の聴覚障害者情報提供施設に相談に来られます。

　もう少し相談しやすい環境をつくっていただくということが必要だと思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございました。３つのことがあったと思いますが、どこからでも結構ですので、今、可能な見解をお願いできたらと思います。

○事務局　まず１つ、助成金の関係ですが、ガイドラインにどういうことを追記できるかどうかも踏まえて、検討をしていきたいと思っております。あと、QRコードの間隔の狭い部分につきましては、おっしゃるとおり、見やすく、使いやすくするために間隔を広げたりしながら対応をさせていただきます。

○会長　はい、記載の検討もしていくということと、また、このレイアウトも工夫してみるということです。よろしいでしょうか。

○委員　はい。

○会長　ありがとうございます。他に何かご意見等はございますでしょうか。委員お願いします。

○委員　先ほどの委員、精神障がいでというところと、別の委員の話でもありました、具体的な事例を障がい種別ごとの表記にされています。第３版のときは、内容によっての分類で、今回から障がい種別の分類に変えられました。私は、障がい種別ごとの表記はとても分かりやすくなったし、どこを見ればいいかが分かります。配慮をしようとする人は「目の前の方が視覚障がいがある方だ、じゃあ視覚障がいの部分を見よう」という感じになりますので、この表記の分類を変更されたことは、とてもよかったと思っております。

　ただ、苦慮する点としては、先ほどの、例えば、自治会の問題で、できる役割を話し合って決めましょうという合理的配慮は、知的障がいだけではなく精神障がい、発達障がいも同じく必要なので、１つの障がいの事例ということにしなくても、複数並べてもいいのではないかと思うものが他にもありました。わりと合理的配慮の内容がかぶることが多いです。障がいにしっかり合わせた配慮というものもありますが、共通した配慮というものもあると思いますので、時間がない中だとは思いますが、一度ご検討いただけたらと思います。

　その流れで言いますと、墨字で78ページ、「環境の整備」のところだけが具体的な事例の表記が障がい種別ごとになっていないのは、何か意味があるのでしょうか。やはり、ここも、障がい種別ごとの方が分かりやすいのではないかと思いました。これが１点めです。

　２点めは、知的障がいの立場から申し上げますと、知的障がいの差別、合理的配慮というところを考えると、やはり関わっている方たちが一番分厚いところは福祉サービスであったり教育であったりします。特に教育分野などは、知的障がい、発達障がいがある人の人数が一番多いわけですから、本来ならば、福祉サービスや教育の事例がたくさん出ていないとおかしいです。ところが、少ないです。

事例をどうやって抽出し、ガイドラインに記載されているかが私は分かっておりませんが、今まで相談されたことしか書けないのであれば、相談数が少ないのだと思います。ただ、そうではなくて、いろんなところをいろんなやり方で入れていますということであれば、福祉サービスならば福祉サービスの関係者から、教育ならば、例えば教育庁の、支援教育課の先生方から聞けば、もっと書けるのではないかと思っています。絶対入れてくださいということではないのですが、知的障がいの分野では公共交通機関、サービス、住宅といったところの合理的配慮の提供を求める気持ちよりは、比較的少し多めに福祉サービス、教育分野での合理的配慮はされるべきだと思っておりますので、そこを伝えておきたいと思いました。以上です。

○会長　はい。いろいろご意見があったと思いますが、検討いただくということでよろしいでしょうか。

○事務局　環境の整備についてなのですが、ここは特に分けてはいなかったので、今、委員がおっしゃったような障がい種別ごとの記載を検討させていただきます。

○会長　はい、委員お願いします。

○委員　大変丁寧なバージョンアップをしていただいて、ありがとうございます。その中で、76ページ「その他分野」で、今回、自治会、町内会における障がいを理由とする差別が、差別解消法８条の事業者による差別の類型の中に入るのだという位置付けで書かれていることに大変驚き、かつこれでいいのかというふうにも思います。

　確かに、府民の方からすると自治会・町内活動において、「障がいを理由に参加を拒まれた。どこに相談に行ったらいいのか」ということで、相談があるのはよく分かりますし、実際、自治会活動の中で、行事などに障がいを理由に参加できないということで、大変お困りになる、あるいは不愉快に思うという気持ちもよく分かります。ですが、国が差別解消法で８条の対象を事業者に限定したのは、「私人間の差別については法規制の対象にしない」という大前提があるので、事業者の範囲においても、「商業その他の事業」という表現をした上で、幾つかに限定しています。

　それで、「商業その他の事業」と言われて、まず考えつくのは、これはガイドラインをつくったときも、条例を制定したときも議論があったことですが、個人の行為、つまり個人グループの私的行為は規制の対象には入らないという前提で、事業者という限定を付けています。特に事業者については、先ほども申しましたように、経済産業省の業種の分類表で20の分類を挙げておりますので、そこに該当するものであれば、ひとまず営利、非営利を問わず、個人、法人も問わず、そういう行為が反復継続して行われるものであれば、事業と言っていいだろうというふうに思います。

　もう１つ、指針の中で、特定非営利活動の法人も対象になると書いてありますので、特定非営利法人の類別も20ほど掲げられていて、その業種において、非営利で、あるいは個人の集まりであって、反復継続して行われるものであれば、事業者にあたるという理解ができると思っています。ただ、特定非営利活動においては、不特定多数の事業に利益を供与するということを目的に行われるもの、つまり、公共空間、誰もが利用できる空間において、ことさら障がいを理由に参加を認めない、サービスの対象にしないということが、今回規制の対象になっているのかと思います。

　ここまでは広げることができるのですが、自治会、町内会はいったいそうした活動と言えるのかということはとても重要に思っています。おそらくは、個人のグループの、同好会とか愛好会の活動、行事というものも反復継続して行われるものですが、そこの参加であったり活動というものは、同好会、愛好会のメンバーが、誰を入れるかというのは私的に決めて構わないもので、そこに法律なり行政の関与というものは及ばないというふうに私は考えています。そういう理解を持って、あらためて自治会、町内会はこれでいいのかと思うところでございます。

　その他分野で言えば、先ほど言ったように、経済産業省の業種分野で含まれていないものもありますし、特定非営利法人の活動分野の中で、例えば、災害救援活動みたいなものが中には入っていますが、そういったものもおそらく今後挙がってくるべき領域なのかなというふうに「その他分野」というものを考えております。「これを削除してください」という趣旨ではなくて、これはひとまずこのままで結構ですが、このその他分野の取扱いについて、特に事業にあたるものは何なのか、反復継続する活動は全て事業だという理解はやめてほしいと思います。不特定多数に対して利益を与える目的で行われている活動が事業だと考えております。以上です。

○会長　ありがとうございます。非常に貴重な意見をいただいたと思います。この「その他」ということの扱いということになってくるわけですが、マンション管理組合等ということについても、これは重要性はあるとしても、ここに、その他というところにするだけではなくてという意味での検討をしていく必要があるということをご指摘いただいたということです。いかがでしょうか。

○事務局　ご意見ありがとうございます。今いただいた意見も含めて、府としても整理をしていきながら、国の方にもまた確認していきたいと思います。

○会長　ぜひ、ご意見をいただいたことについての再度のご検討をいただけたらと思います。はい、委員。

○委員　資料１の76ページ、「自治会において、障がいを理由に参加を認めない。または参加を制限する。」という、参加を拒否されたということに関してその権利を認められるという、そういう書きぶりは必要かと思います。私が先ほどから申し上げているのは、自治会の扱いは、先ほど委員がおっしゃったようなこともありますが、「参加できない、したくない」ということに関しての配慮がどこにも表記されていないです。障がいがあることによって参加を拒否されるというのはもちろんいけないですが、障がいに対する合理的配慮として「参加できない、したくない。」というのは、わがままで言っているのではなく、大変緊張しやすいとか、不安が向上するというふうなことで、参加できないということへの保障や、配慮が表記されていないのは非常に残念だと思います。この表記ですと、自治会において、障がい者も当然参加するべきものだというふうな受け取り方ができなくもないということになってしまいますので、ぜひそのような配慮をした記載をお願いしたいと思います。

○会長　はい、精査の分になると思いますので、そこも検討いただけたらと思います。他よろしいでしょうか。

○委員　これまでのご発言を整理しておきますと、障害差別解消法というのは、行政機関等や民間の事業者を規制対象にしておりますが、ここではもっぱら民間の事業者がガイドラインの対象ということになると思います。その上で、先ほど委員からご発言があったように、障害者差別解消法は、反復継続して事業を行っている者を念頭に置いています。しかもある程度不特定多数の人に対して事業を行っている者、先ほどオープンな形で行っている事業者が主に念頭に置かれているというお話があったかと思います。

　ですので、先ほどご指摘のある住宅の話をここに引きつけて言えば、確かに障がいのある人は住まいに関わってさまざまな問題を抱えているというのはご指摘のとおりです。しかし、ここで法律の建付けとしては、例えば、住宅の取引のところに着目して、取引を行っている事業者に対して規制を掛けることで差別をなくしていくような形で制度設計されていますので、どうしても法の網から漏れ落ちてしまうところはあります。

　その上で、実際の問題としては取引のところだけに問題が集約しているわけではありません。ご指摘があったように、取引が終わった後とか取引の手前のところで、障がいのある方々はさまざまな困りごとを抱えていて、おそらく実際にはそちらの方がより重要な問題として存在しているのだろうと思います。問題は、そうした住まい全般に関わる差別問題というのをガイドラインの中でどう表記するかというのが、これまで委員からご指摘のあったところなのかと思います。

　そういった観点からガイドラインを見たときには、確かに住宅のところは障がいのある人の困りごとが全体として見えにくいところは確かにあります。その意味では表記の工夫が要るというのは少し思ったところです。

　特に、前回の改訂後の話として出てきた自治会、マンション管理組合の問題があって、それをこのガイドラインの中で記載していくという方向性自体は非常に望ましいことだと思います。ただ、例えば、住宅のページとその他分野、自治会のページが、このガイドライン上で距離がありますので、両者を関連付けて読まれる方はそう多くないということもあります。あらためて、住宅の記載のところ、もちろん取引に限定して、障害者差別解消法が規制を掛けていて、ガイドラインもそうした法律の規制に即して書かれているものではありますが、もう少し障がいのある方々の住まいの局面での困りごとみたいなものが分かるような形で記載をしていただけるとよいのではないかというのは思ったところです。

　時間の限りもありますし、ガイドラインの体系性の問題もありますので、できる限りということで結構ですが、ご検討いただければと思います。

○会長　はい、今のご意見のご検討をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局　今、さまざまなご意見をいただいた中で、今回のガイドラインに含めるのか、それとも委員がおっしゃられるような、当時者向けのガイドラインを別で作成するときに入れるのかも含めて、検討をさせていただきたいと思っております。

○会長　はい、ありがとうございました。私の方から教育分野のことで、少しお願いがあります。墨字版65ページ、一番最後のところです。「矢印　共通事項。」というのを今回あらためて入れていただけたと思います。これは、教育というのはひとつ長期にわたって関わっていくという、そうした特性のところから、本人や家族からの申出がない場合でも、バリアを除去するために話し合う機会を積極的に設定することがあります。つまり、本人から、家族からの要請がなくても、この子にとって十分な教育を受けられているかどうかという観点から、学校側から、また教育委員会から合理的配慮を提案していくということもあるんだという、そうした趣旨というのは非常に重要なことですので、この記載は本当にありがたいと思っています。

できたら、もう１つプラスして検討をいただきたいのですが、教育の中では、特に公立の方ではその合理的配慮をつないでいくという意味でも、個別の教育支援計画というところに引き継がれていく内容という形で記載されることになっていますが、私学が入ってきて、義務規定になったということもありますので、個別の教育、支援教育等でもいいかと思いますが、引き継ぐということの視点をまたいろいろ入れられないかをご検討いただきたいと思います。

　つまり、学年が変わったら、進学したら、学校が変わったらまた変わります。先々の、その都度の検討は連続性ということ。そして、その学齢期の中で、自分はどんな配慮が必要かということを本人が自覚した上で、社会に出たときに自分でその提供を申し出るとか、要請していくという力を付けていくというのは、非常に大事なことだと思います。支援をずっと引き継いでいくということの重要性を記述いただくと、さらに教育の中での充実になるのではないかということで、ご検討いただけたらと思っています。

　他何か全体よろしいでしょうか。委員お願いします。

○委員　先ほどの議論に戻るようですが、委員がおっしゃっていた事業者、法の対象となる事業者に自治会が入るのかどうなのかというところです。法律の適用がどうかというところは、厳密にしていくということは大事だと思いますが、生活の現場では多くの方が対象になるというようなところはあると思います。別のことですが、例えば個人情報保護法とかでしたら、反復継続して会員との権利関係があるので、事業者として自治会なんかは名簿の管理とか、そういうところを法に基づいて厳密にしないといけないとなります。

　同じような会員制の同好会とかでも同じような形で適用されているというところはありますので、ここで自治会が入るか抜けるかというのは、非常に大きく皆さんの生活に影響するようなところだと思いますので、他の法規とかも参考にしていただきながら検討していただけたらと思います。以上です。

○会長　ありがとうございました。今後のことも含めて考えていくということで、検討いただけたらと思います。他全体として、時間の制約もあるのですが、よろしいでしょうか。

○委員　最後の参考資料に関してです。このガイドラインについては、障害者差別の解消が目的だと思うのですが、１ページ加えていただきたいのが優生保護法に関することです。優生保護法は、国家レベルの大きな障がい者差別です。今、国の方で、一時金支給法、また、来年の１月１７日に施行される補償法というのが始まります。それに関しても、この中に載せていただきたいと思います。優生保護問題はなぜ起こったのか、被害者の方がどういう思いだったのかとかというところ、この救済法に関する項目も１ページにまとめてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○会長　はい、そういう優生保護法の、国で今課題になっているところを載せていただけないかということの要請でありました。これも検討いただき、また記載するかどうかも含めて検討いただけたらと思います。他よろしいでしょうか。

○委員　すみません、参考資料１府政だよりについて発言させていただいてよろしいでしょうか。府政だよりが発行される以前に大阪府から私たちの団体に相談窓口を案内する内容を発行する旨の連絡をいただきまして、これは非常に大きな前進と喜んだのですが、実際ＱＲコードの部分の読み取りを私と、会員が試してみますと、各市町村の窓口一覧が出てくるだけなのです。

この府政だよりに最も記載してほしいことは、どこにアクセスするかという「見える化した連絡先」なのですね。この資料にしても、ガイドラインにしても、たくさんの情報を載せるとなると、ＱＲコードが多用される。必要ではありますが、一般市民に対して情報を伝えるときにＱＲコードを多用されるというのは、ある意味デジタルデバイドが生じてしまい、「合理的配慮に欠けるのではないか。」「この府政だよりじゃ、さっぱり連絡先が分かりません。」という苦情が、私どもに届いております。。

　各市町村障がい福祉課が窓口になっていることが多いですが、先ほどの話で、障がい福祉課に連絡をした人がどういう扱いを受けたかというと、先ほどの住宅問題でも同様ですが、「合理的配慮って何のこと」ということをおっしゃる障がい福祉課の方もいらっしゃるという現状があります。

　本当にQRコードが私たち市民にとって有効な情報伝達方法かというところを隅まで、具体も含めてご検討いただきたいです。連絡先が分かり、その市町村できっちり受け止めていただけるということも含めた府の市町村との関わりというか、指導といいますか、中身も含めた受け止め方ができるような窓口だということもご配慮いただければと思います。

○会長　はい、現状ということについて今お話しいただきました。これも検討ということでお願いしたいと思います。

　そうしましたら、時間の制約がありますので、議題１の協議はここまでとさせていただきたいと思います。たくさんの意見、質問、要請がありました。事務局は、本日出た内容を踏まえて修正をまた検討いただきたいと思います。そして、第４版のガイドラインの発行にと進めていただけたらと思います。作成後は、各委員への共有もお願いしたいと思います。

　最後に、オブザーバーから、可能な範囲で結構ですので、お一人一言ずつコメントをいただければと存じます。

○大阪法務局　本日皆さまから多くのお話を聞かせていただきまして、前回もそうだったのですが、本当に私どもの業務にもいろいろ参考となることが多く、とても勉強になりました。

　当局におきましても、幅広くあらゆる分野の人権相談を扱っており、また、人権侵犯事件の調査救済事務も取り扱っている中で、この４月以降に関しましては、具体的な件数とか内容は言えないのですが、障がいのある方への合理的配慮の不提供について、人権侵犯だというふうに被害申告をされる方が肌感覚ですが増えていると感じております。

　その調査救済事務を行っていく中で、私が個人的に感じていることとしては、やはり事業者の方は、環境の整備を一番最大限しないといけないというところからの話だと思っています。話というか、そういうふうに受け止めている事業者の方が多いです。個々で障がいのある方々が求めている配慮と、ちょっと食い違いが最初から起きてしまって、だからできませんというふうに事業者の方がおっしゃっているような事案があります。

　その調査救済事務の中でその方々に話を聞いていくと、結局は求めていたことと合致し、そんなに過重な負担もなく、建設的対話で解決しているような事案も見受けられるという印象を持っています。

　今、ご検討いただいているようなガイドラインが非常に分かりやすいようなものになれば、事業者の方がぱっと見ます。環境の整備が整っているならいいのでしょうが、そうでなくてもこの事案の場合はこれで解決するんじゃないかなという事例があれば、事前にそういった事案を抑止できるようになるのではないかと思いますので、私どもも今後とも適切に連携して対応していきたいと考えております。本日はありがとうございました。

○近畿運輸局　私どもの方は、バリアフリーの観点からの業務を平素行っておりまして、障がい当事者さまのご参画の下、国土交通省の施策に対してのご評価をいただく会議体も運営しております。その中ででも、多彩なお困りごとのご意見等も頂戴しております。また、この会議以外にも他の府県の障害者差別解消法の会議に出席させていただいているところでございます。

　その中で、当方への行政相談も含めて、やはりいろいろなお困りごとがありまして、一律にこれが正解というものは、なかなか決めづらいです。先ほどのぱっと答えが示せるというのは難しいというお話がありましたが、これが正解ですというのはなかなか難しくて、個別の事案で、やはり建設的対話でもって、解消していくということが非常に重要だとこの１年間特に感じているところでございます。

　引き続き、皆さまのお話も伺いながら事業者さまのご協力もお願いしながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大阪労働局　委員の皆さまの意見をいろいろお聞きしていまして、ガイドラインは、検討され、分かりやすいものになればというのと、当事者の方向けも出来上がれば非常にいいのかと思います。

　皆さんご存知でしょうが、当局は、ハローワークを所轄しているところでございます。ハローワークでは障害者雇用促進法に基づき、雇用分野での障がい者差別、合理的配慮提供に関し、相談、助言、指導を行っているところでございます。

　厚生労働省では令和５年度において、ハローワークに寄せられた障がい者差別及び合理的配慮の提供に関する相談245件、うち障がい者差別に関する相談は31件あるということで公表されております。

　障がい者差別に関する内容としましては、募集、採用時が多く、次いで配置に関するものとなっております。

　障がい者差別であると申告された相談の他に、ハローワークでは企業に雇用されている障がい者から職場での悩み等の相談があった場合には、職場定着支援ということで、職場にハローワークの職員が訪問するなどして、助言を行っております。

　企業に雇用される障がい者の数は、21年連続で増加しております。今後もそういった相談には、丁寧に対応する必要があると考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○泉大津市　本日も会長をはじめとしまして、委員の皆さま、貴重なご意見をありがとうございます。本市の障がい福祉担当課では、今年は障がいのある方の虐待、その防止のための活動でありますとか、権利擁護、そういったものについて非常に多くの学びの機会があり、また実際に現場で対応する機会というのもたくさんございました。そうした体験の中から課全体としましては、障がいのある方の生活とか、障がいの理解についてより理解を深めることができた１年になったかと思っております。

　差別解消のための支援でありますとか、こういった活動には、やはり担当職員の障がいの理解は欠かせないというところでありますので、今後も本協議会での議論でありますとか、取組みの参考として、市としての差別解消の対応というのを進めてまいりたいと考えております。

　特にこの協議会で練られました差別解消ガイドライン、これは市としましても障がい差別の問題に対して、対応に当たる際、非常に参考としているものと思っております。いろんな事例がたくさん載っておりますので、そういったものを含めて、考える際に非常に役に立っております。

　今回、今日の議論を含めまして、また第４版ができてくることになると思いますが、第４版の方もぜひ活用させていただきたいと考えております。本日は皆さまどうもありがとうございました。

○会長　オブザーバーの皆さま、ありがとうございました。それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので、事務局に議事をお返しいたします。皆さま長時間にわたるご協議、ありがとうございました。

○司会　本日は長時間にわたり、ご協議いただきありがとうございました。資料のうち、別冊の参考資料ファイルは次回以降も使用しますので、そのままにしておいてください。

　２点、連絡事項がございます。１点めです。事前にメールでもお送りしていますように、府政だより１２月号を、また窓口周知を目的にポスターサイズで印刷することも予定しておりますので、委員の皆さまで貼り出し等ご協力いただける委員の方は、必要枚数を事務局にメールで結構ですので、お知らせいただけましたら幸いでございます。

　２点めについてです。来年２月４日に大阪府主催で障がい者差別解消研修を予定しておりまして、現在受講申込みを行っております。本協議会会長にもご講義いただきますので、委員の皆さまにおかれましては、ぜひご周知にご協力いただけますと幸いです。もちろん委員の皆さまもご参加いただけるものとなっております。

　それでは皆さま、本日もありがとうございました。お忘れものがございませんよう、お気をつけてお帰りください。以上です。

（終了）